

令和6年分の町県民税の申告相談について

申告会場では「マイナンバー」(個人番号)の確認をしています。
(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードは毎年確認しますので必ず持参してください)

◆申告相談に必要な主なもの◆ ☒お出かけ前にチェックを！

(内容によってはこれ以外にも書類等が必要な場合があります)

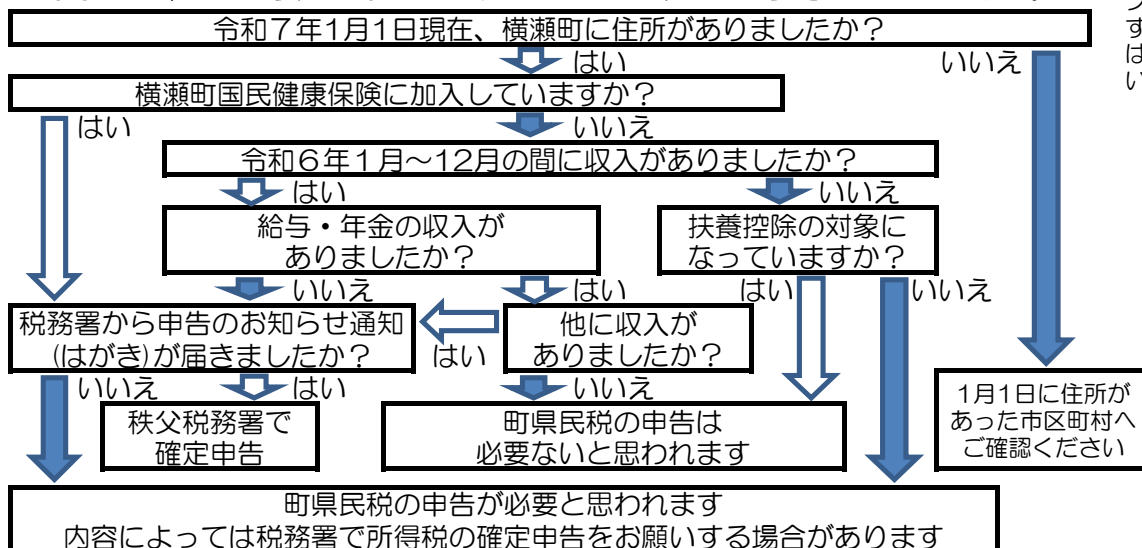
対 象		必要書類等
申告者全員	☐	マイナンバー(個人番号)に係る本人確認書類の原本またはその写し(毎年持参してください) ◇ マイナンバーカードをお持ちの方 マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます
	☐	◇ マイナンバーカードをお持ちでない方 番号確認書類 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票 等 + 身元確認書類 運転免許証、保険証、障害者手帳、パスポート 等
	☐	申告者本人名義の振込口座がわかるもの(所得税還付金の受領口座登録に必要)
	☐	税務署からの「ID・パスワード」方式の届出完了通知、「利用者識別番号等の通知」(届いた方)
	☐	税務署からの「確定申告のお知らせ」、「税務署からのお知らせ」(届いた方)
所得関係	給与・年金所得者	☐ 源泉徴収票(原本) ※複数枚お持ちの方はすべてご持参ください
	事業(営業・農業)所得者 不動産所得者	☐ 収支内訳書、売り上げ・仕入れ等の帳簿類、領収書 等 ※「収支内訳書」をあらかじめ作成してご持参ください
	一時所得がある方	☐ 生命保険契約等の一時金または損害保険契約等の満期払戻金精算書 等
控除関係	障害者控除	☐ 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、市町村長・福祉事務所長の証明書 等
	配偶者(特別)控除、扶養控除	☐ 配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)がわかるもの
	社会保険料控除	☐ 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等の領収書、控除証明書
	小規模企業共済等掛金控除	☐ 小規模企業共済等掛金証明書、領収書
	生命保険料控除	☐ 一般生命保険料・介護保険料・個人年金保険料の領収書、控除証明書
	地震保険料控除	☐ 地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書
	寄附金控除	☐ 寄附金控除の対象であることが確認できる書類や受領書(領収書・振込票)。ふるさと納税は寄附金受領証明書 または ふるさと納税の対象であることが確認できる領収書(振込票) 等
	医療費控除	☐ 令和6年分医療費控除の明細書【内訳書】(あらかじめ作成してご持参ください) 医療保険者発行の医療費通知書(医療費領収書は提出不要ですが自宅で5年間保管してください) 高額医療や生命保険などから補てんがある場合はその金額がわかるもの
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)		☐ セルフメディケーション税制の明細書(あらかじめ作成してご持参ください) 対象医薬品購入領収書、生命保険などから補填された金額がある場合は金額がわかるもの ※一定の取組を行ったことを明らかにする書類は持参不要ですが、自宅で5年間保管してください。

※ 医療費控除の明細書等 確定申告関係の用紙が必要な方は税務署または役場税務会計課へお問合わせください。

※ 今回の申告の対象となる所得や控除は、令和6年1月1日～12月31日の間の収入(所得)、支払(控除)に関するものです。

※ 控除証明書などは申告内容によっては原本の提出が必要です。申告会場ではコピーがとれませんので、控が必要なものは、あらかじめコピーをおとりください。

あなたは申告が必要でしょうか？次のフローチャートを参考にしてください。



フローチャートは一例です。詳しくは税務署または役場税務会計課へお問い合わせください。

※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方、各種手当を受給されている方、各種給付金の申請をされる方、所得や課税の証明書等が必要な方は申告をしてください。

※ 退職等により勤務先での年末調整が済んでいない方は申告が必要な場合があります。

申告相談期間

令和7年(2025年) 2月17日～3月17日

町 県 民 税 申 告 相 談 日 程

令和7年 (2025年)	対象地区(横瀬町)	午 前 の 受 付 時 間	午 後 の 受 付 時 間	会 場
2月17日(月)	18区・22区	9時～11時45分	1時～3時45分	横瀬町 活性化センター 2階 大会議室
18日(火)	19区・20区・21区	9時～11時45分	1時～3時45分	
19日(水)	芦ヶ久保地区にお住まいで 上記対象日にお越しになれない方	9時～11時45分	午後の受付はありません	
20日(木)	1区・2区	9時～11時45分	1時～3時45分	横瀬町 町民会館 2階 大会議室
21日(金)	3区・23区	9時～11時45分	1時～3時45分	
25日(火)	4区	9時～11時45分	1時～3時45分	
26日(水)	5区	9時～11時45分	1時～3時45分	
27日(木)	6区	9時～11時45分	1時～3時45分	
28日(金)	7区・8区	9時～11時45分	1時～3時45分	
3月2日(日)	対象日にお越しになれない方	9時～11時45分	1時～3時	
3日(月)	9区・10区	9時～11時45分	1時～3時45分	
4日(火)	11区	9時～11時45分	1時～3時45分	
5日(水)	12区	9時～11時45分	1時～3時45分	
6日(木)	13区	9時～11時45分	1時～3時45分	
7日(金)	14区	9時～11時45分	1時～3時45分	
10日(月)	15区・17区	9時～11時45分	1時～3時45分	
11日(火)	16区	9時～11時45分	1時～3時45分	
12日(水)	対象日にお越しになれない方	9時～11時45分	1時～3時45分	
13日(木)	対象日にお越しになれない方	9時～11時45分	1時～3時45分	
14日(金)	対象日にお越しになれない方	9時～11時45分	1時～3時45分	
17日(月)	対象日にお越しになれない方	9時～11時45分	1時～3時	

- ・ 地区ごとに対象日を定めていますが、都合がつかない場合は他の日をご利用ください。
- ・ 混雑等の状況により対象地区の方を優先してご案内する場合があります。
- ・ 各種感染症等の感染拡大状況により日程の変更もしくは中止とさせていただくことがあります。
- ・ 上記期間中は役場税務会計課窓口での申告の受付はしていません。
- ・ 令和6年分の町県民税申告及び所得税確定申告のうち給与・年金所得、医療費控除等を受付けます。
事業所得、売電所得(太陽光発電等収入)、不動産所得、株式等の譲渡や配当所得、株式等の損益通算や繰越控除、土地や建物等の譲渡所得、雑損控除(災害減免法適用)、住宅ローン控除、青色申告、消費税等の申告はお受けしていません。税務署の申告相談をご利用ください。

◎ 申告相談について(お願い)

各種感染症等の感染拡大防止から、申告相談会場ではマスクの着用と手指の消毒にご協力をお願いします。また、体調がすぐれない場合は入場をご遠慮いただくことがあります。
会場は混雑が予想され、状況により日程の変更等お願いすることがあります。お急ぎの方は税務署の申告相談をご利用ください。
混雑する会場を避け、インターネットや郵送等による申告をぜひご利用ください。

◎ 所得税の確定申告

所得税の確定申告は、自宅のパソコンやスマートフォン等から国税庁ホームページ「国税庁 確定申告書等作成コーナー」、「e-tax 国税電子申告・納税システム」を利用した提出をお願いします。

国税庁確定申告書作成コーナー <https://www.keisan.nta.go.jp/>

e-tax国税電子申告・納税システム <https://www.e-tax.nta.go.jp>



確定申告書等
作成コーナー



e-TAX

◎ 町県民税の申告

町県民税の申告は郵送での提出も受付ます。町のホームページから町県民税の申告書を印刷していただくか、税務会計課へ連絡をいただければ申告書を郵送します。必要事項を記入し書類等を添付のうえ3月17日(月)までに提出してください。

【問】 秩父税務署 ☎ 22-4433 (自動応答音声案内「2」番選択)
税務会計課住民税グループ(1階4番窓口) ☎ 25-0113